

社会福祉法人加治川郷 役員名簿

役職	氏名	備考
評議員	高橋 晃	胎内市副市長
評議員	宮下 春子	聖籠町手をつなぐ育成会員
評議員	渡邊 則子	新発田市民生委員
評議員	関根 美津子	新発田市民生委員
評議員	伊藤 裕子	新発田市民生委員
評議員	秋沢 操	豊栄歩みの会会長
評議員	森田 正志	新発田市民生委員
評議員	時津 聖子	新発田市手をつなぐ育成会事務局
評議員	福嶋 恵子	阿賀野市児童民生委員
評議員	菅 多美子	胎内市手をつなぐ育成会員
評議員	阿部 恵理子	胎内市民生委員
理事	後藤 芳廣	聖籠町民生委員
理事	渡邊 貴子	無職
理事	倉嶋 綾子	市手をつなぐ育成会理事
理事	笹川 康夫	笹川医院 医院長
理事	長谷川 正裕	大峰寮長
理事	丹呉 長之輔	理事長
理事	大倉 眞弓	新発田市民生児童委員連合会会長
理事	眞貝 芳郎	胎内市民生児童委員
監事	高澤 健爾	新発田商工会議所専務理事
監事	須貝 敏昭	無職

社会福祉法人加治川郷 役員報酬の支給に関する規則

第1条 定款第21条に定める役員の報酬及びその支給については、この規則の定めるところによる

第2条 報酬の年額に対応する期間は、当該役員が選任された月日から起算して1年間とし、以降も同様とする。

2 在職月数が12月未満の場合は、報酬の年額を12で除して得た額（その額に1円未満の単数が生じたときは、これを切り捨てた額）に、在職月数を乗じた得た額を報酬として支給する。

第3条 報酬の支給日は、毎会計年度終了後開催される決算理事会の日とする。

第4条 この規則は、常勤職員の理事には適用しない。

附 則

- ・第2条に定める年額に対応する期間は、選任の日から起算するものとする。
- ・この規則は、昭和60年4月1日から適用する。
- ・改正 昭和61年7月25日（第4条追加）
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額を報酬等として支給することができる。

(1) 理事長 年額3万円

(2) 理 事 年額1万円

(3) 監 事 年額1万円

2 理事及び監事が、公務のため旅行し、又は会議等に出席した場合は、費用を弁償することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。